

播磨町総合スポーツ施設の利用中止及び利用料金還付基準

○気象警報発令時（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮（各特別警報を含む））

<屋内施設>

利用者年齢	利用中止基準	利用料金還付基準
18歳未満	利用前の時点で 気象警報が発令している場合は利用中止 とする。	左記に該当する場合は全額還付する。
18歳以上	利用前の時点で気象警報が発令している場合においても、利用者が18歳以上の場合は、 自己判断により利用できるもの とする。	気象警報発令時、安全確保のため自己判断により利用を中止した場合は全額還付する。 ※事前連絡があった場合に限る。

※本基準における「18歳未満」には18歳に到達した高校生を含むものとし、「18歳以上」のうち、高校生は除くものとする。（以下、すべてにおいて同じ。）

<屋外施設>

利用者年齢	利用中止基準	利用料金還付基準
18歳未満	屋内施設と同じ	屋内施設と同じ
18歳以上	屋内施設と同じ	屋内施設と同じ
気象警報発令時以外 全年齢共通	<p>【利用前】 利用30分前時点の天候またはグラウンド状態による</p> <p>【利用中】 天候またはグラウンド状態による</p>	利用前の時点で利用不可の場合は、利用予約の全時間分を還付する。 利用中に利用不可となった場合は、利用不可の時間分を還付する。

○熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート発令時

<空調設備がない屋内施設及び屋外施設>

利用者年齢	利用中止基準	利用料金還付基準
18歳未満	利用日に環境省が発表する 明石地点の暑さ指数が31以上の場合及び熱中症特別警戒アラートが発令している場合は利用中止 とする。 ※上記以外の熱中症警戒アラート発令時においては、熱中症対策（予防）を十分に図ることができると判断できる場合は利用できるものとする。	左記を理由に利用できない場合は全額還付する。 なお、 明石地点の暑さ指数が28以上のときに、熱中症対策（予防）を理由に利用を中止した場合も全額還付 する。 ※事前連絡があった場合に限る。
18歳以上	熱中症特別警戒アラート が発令している場合は利用中止とする。 ※上記以外の場合において、利用者が18歳以上の場合は、自己判断により利用できるものとする。	左記を理由に利用できない場合は全額還付する。 なお、 明石地点の暑さ指数が28以上のときに、熱中症対策（予防）を理由に利用を中止した場合も全額還付 する。 ※事前連絡があった場合に限る。

※地域の実情により近い状況で判断するため、環境省が発表する播磨町の最寄りの観測地「明石」における暑さ指数を基準としており、環境省の指針を参考しております。